

千葉県家庭用品監視指導要領

1 目的

この指導要領は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年10月12日法律第112号。以下「法」という。）に基づいて、家庭用品規制に係る監視指導における必要な事項を定めることにより、市民の健康に係る被害の発生又は拡大防止を図ることを目的とする。

2 試買計画の策定

毎年度、保健所と環境保健研究所が協議した後、年間試買計画を策定する。

3 実施方法

(1) 試買及び収去については、次の各号のとおりとする。

ア 試買及び収去は、保健所が実施する。

イ 試買及び収去場所は、市内の家庭用品を販売する店舗、製造所及び輸入の事業を行う事務所等とする。

ウ 保健所長は、試買及び収去を行った検体を環境保健研究所長に試験検査を依頼する。

(2) 試験検査については、次の各号のとおりとする。

ア 試験検査は、環境保健研究所が実施する。

イ 試験検査項目は、原則として、法第2条第2項に規定する項目とする。

ウ 試験検査方法は、原則として、法施行規則第1条別表第1及び第2条別表第2の基準（以下「基準」という。）による。

エ 環境保健研究所長は、家庭用品の試験検査結果を速やかに、保健所長に報告する。ただし、基準値に適合していない場合は、ただちに、当該家庭用品の試験検査結果を、保健所長に別途報告する。

4 検査結果の措置

(1) 試験検査結果が基準値に適合していない場合には、原則として同一製品の基準違反のおそれ有りとは判定する。ただし、特に必要と認める場合は、さらに複数店舗（初回店舗を含む。）からの同一製品の試買又は収去試験検査等により、同一製品の基準違反のおそれの有無を総合的に判断する。

(2) 保健所長は、同一製品の基準違反のおそれが有りとは判断した場合、ただちに、次の各号のとおり措置する。

ア 製造又は輸入業者等が、市内にある場合

(ア) 保健所長は、製造業者等に対する収去検査を行う。ただし、家庭用品を収去する場合は、法施行規則第4条に規定する収去証を交付しなければならない。

(イ) 保健所長は、品質管理等の状況について聴取し、その原因を究明する。

イ 製造又は輸入業者等が、市外にある場合

(ア) 保健所長は、家庭用品試験検査等調査書（様式第2号）により、医療衛生部長に通報する。

(イ) 医療衛生部長は、家庭用品規制に係る監視指導要領（昭和56年3月10日付環企第45号厚生省環境衛生局長通知。以下「要領」という。）に基づき関係各機関に通報する。

(3) 法第7条第1項の規定により指定された家庭用品衛生監視員は、要領に基づき、違反業者に対し自主回収及び品質管理の強化を図るよう指導する。ただし、業者に対する指導は、原則として指導票（様式第3号）を交付しなければならない。

5 行政処分等

保健福祉局長は、当該違反家庭用品により健康に係る被害が生ずるおそれがあると判断される場合であって、行政指導等による効果が期待できない場合等、法第6条に基づく行政処分が必要と思料される場合は、厚生労働省と協議のうえ必要な措置を決定する。

6 報告

(1) 保健所長は、2の年間試買計画を策定後、医療衛生部長に報告する。

(2) 保健所長は、試買・収去試験検査結果を年度末にとりまとめ、試買等試験検査実施表（様式第1号）により、毎年3月20日までに医療衛生部長に報告する。

(3) 保健所長は、第4条第3項により業者に対する指導を行ったものについては、基準違反家庭用品行政措置等報告書（様式第2号）により、医療衛生部長に報告する。

(4) 医療衛生部長は、第4条第3項による指導又は前条による行政処分等を行ったものについては、要領に基づき関係各機関に報告する。

附 則

この指導要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指導要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指導要領は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この指導要領は、令和2年4月1日から施行する。